

令和5年度ふくろい夜宵（よるよい）プロジェクト事業業務委託仕様書

1 目的

本事業は、ふくろい夜宵プロジェクトと称し、観光施設をはじめ、袋井駅周辺のライトアップ等を実施し、ナイトタイムエコノミーを充実させる中で、袋井の夜の賑わいづくりの創出を図り、本市全体観光交流人口の拡大と中心市街地の活性化につなげることを目的とする。

2 業務名

令和5年度ふくろい夜宵（よるよい）プロジェクト事業業務委託業務

3 委託期間

契約締結日から令和6年3月8日まで

4 コンセプト

本事業は、年間を通じた袋井の各種夜のイベントや観光施設及び袋井駅周辺での光の演出、また、ライトアップ等の活用により、「袋井の夜は楽しい」、「袋井の夜のまちに行ってみよう」など、袋井の夜の新たなイメージを構築し、「リピーター」や「ファンづくり」、新たな観光客の掘り起こしなど、袋井の夜の賑わいづくりの創出を図る。

単に街なかをイルミネーションで飾るだけでなく、灯り（照明等）によるライトアップをはじめ、輝いている「店（人）」やおいしい「食べもの」、魅力的な「もの」などに“光をあてる”という意味を持たせ、総合的な光の演出（ライトアップ）により、袋井の夜の魅力と賑わいを創出するものとし、本事業の企画立案及び実施にあたっては、次の内容を勘案すること。

◆身近にある非日常的な空間づくり

ふくろいの夜のまちへの探求心や好奇心を向上させ、ライト（軽い）な高揚感やワクワク感を煽るような、光の演出を工夫すること。また、その演出の中には、写真映えする（フォトジェニック）場所を設定し、SNS等での情報発信の促進に繋げること。

◆参加型イベントの実施

市民が参加できる光のイベントの開催や新たな場所（店等）の「発見」や「出会い」、ライト（軽い）な冒険心を煽るようなゲーム性・回遊性のある参加型イベント等を企画すること。

◆持続性の確保

若者や女性などを主なターゲットとし、本事業が夜の袋井の魅力づくりへの「きっかけとなること」や「袋井の再発見」の機会になるとともに、「リピーター」や「ファンの増加」につながるような持続性のある企画とすること。

5 業務内容

(1) 「ふくろい夜宵（よるよい）プロジェクト」全体

年間を通じた袋井の夜のイベントを「ふくろい夜宵（よるよい）プロジェクト」とし、コンセプトに沿った次の事業を実施することとする。

ア 袋井駅周辺ライトアップ事業

観光施設のライトアップと連動させた袋井駅周辺の光の演出。

なお、観光施設のライトアップは、当協会と連携しながら、各観光施設にて実施すること。

イ 「ふくろい夜宵（よるよい）プロジェクト」イベント事業

観光施設及び袋井駅周辺のライトアップ開催に合わせて、袋井の夜にスポットを当てたイベントの実施。

ウ 「ふくろい夜宵（よるよい）プロジェクト」の周知・広報

<袋井の夜のイベント（例）> ※令和4年度実績

・法多山万灯祭	7月9日（土）、10日（日）
・可睡齋奥之院不動尊大祭	8月28日（日）
・法多山星満夜	9月17日（土）、18日（日）
・可睡齋秋葉の火祭り	12月15日（木）
・観光施設（法多山）ライトアップ	11月19日（土）～12月4日（日）
・観光施設（可睡齋）ライトアップ	11月19日（土）、20日（日）、26日（土）、 27日（日）、12月3日（土）4日（日）
・袋井駅周辺ライトアップ	11月19日（土）～1月31日（火） など

(2) 袋井駅周辺ライトアップ事業

観光施設のライトアップと連動させた袋井駅周辺の光の演出を実施すること。

ア 実施場所は、袋井駅を拠点とした中心市街地とする。※別紙参照

なお、装飾には、本協会が所有するイルミネーションライトを使用することができる（LED10m100球 コンセント式（連結可）シャンパンゴールド：3.5万球）

※現時点ではイルミネーションライトはすべて点灯確認済みですが、実際の装飾時には点灯しない場合がありますのでご承知おきください。

装飾できる場所は、駅前ロータリー内、市道の街路樹、市所有の公園内は可能であるが、その他の場所への装飾については、事前に所有者と協議するなど、実現可能な装飾場所を提案すること。

イ 点灯期間は、令和5年11月から令和6年1月までを基本とする。

ウ 点灯時間は、17時～24時を基本とする。

エ 点灯期間、点灯時間は縮小又は拡大することができる。

※期間・時間は本協会と協議の上、決定するものとする。

オ 電気等の施工に関する関係各所との申請や調整は、受託者で実施すること。

カ 電気工事が必要な場合は本業務に含めること。また、電気料金や発電機等の使用についてもすべて本業務に含めること。

(3) 「ふくろい夜宵（よるよい）プロジェクト」イベント事業

観光施設及び袋井駅周辺ライトアップ期間中に次のア～ウに記載したイベント事業を実施すること。

イベントの内容は、市民や地域の個店などが参加できる仕組みを設けるものとし、業務範囲は、事業の企画、告知（ポスター、チラシ、広報、宣伝含む）・準備・調整、事業実施（施工）、必要設備などの設営及び撤去など、すべての事業を行うこと。

なお、本イベントを企画するにあたり、観光施設ライトアップと袋井駅前ライトアップを連動させ、人を誘う仕組み（イベント）を取り入れること。

ア 袋井駅周辺での参加型イベント事業

イ 単独（記念日など）のイベント事業

ウ その他事業者による提案イベント事業

(4) その他

その他事業者による提案事業やこの仕様書に定める事業目的を達成するために必要なこと。

6 留意事項

受託者は業務遂行にあたり、下記の内容に留意すること。

(1) 打ち合わせ

受託者は、業務遂行にあたり、常に袋井市観光協会の意向を確認するとともに、定期的（月1回以上）な打ち合わせを必ず行うこと。

(2) 実施計画書、進捗状況報告、業務完了報告書の提出（紙ベース）

ア 実施計画書を提出すること。

イ 毎月月末に進捗状況を必ず報告すること。また、袋井市観光協会からの指示については、速やかに対応すること。

ウ 業務完了後は、遅延なく業務完了報告書を提出し、その確認を受けること。

(3) その他

受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに袋井市観光協会に報告・協議を行い、その指示を受けること。

この仕様書は、本協会が想定する最低限の業務概要を示すものであり、事業者の提案内容を制限するものではない。